

特集 明医研の訪問診療（在宅医療）

私たちは、地域のかかりつけ医療機関として、外来診療と訪問診療が切れ目なく提供され、患者さんやそのご家族との継続的なパートナーシップを築くことが大切であると考えております。

自宅においても、引き続き、質の高い医療を提供するために、他の医療機関や事業所とも連携を密にとりながら対応しております。

本特集では、「住み慣れた自宅でご紹介」を目指し訪問診療についてご紹介します。

■在宅医療とは？

入院、外来に次ぐ第三の医療に位置付けられ、患者さんが一人で通院することが困難になった場合に、医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等のスタッフが、患者さんの自宅に定期訪問し、計画的・継続的に行う医療・ケアです。

在宅医療は、病気や障害の治療・ケアをするだけでなく、転倒や寝たきりの予防、肺炎や褥瘡などの予防、栄養状態の管理など、予測されるリスクを回避することにも役立ちます。

当法人では、患者さんのご自宅や老人ホーム等の施設への訪問を行っています。



■訪問診療と往診の違い

①訪問診療

どのような治療を受けられたいか、これまでの病歴、現在の病状、病状やご家族の介護力や経済的な事情なども詳しく伺いながら、診療計画、訪問スケジュールを立て、医師、看護師等が定期的、且つ、計画的に訪問し、診療、治療、薬の処方、療養上の相談、指導等を行うこととです。

②往診

急な病状の変化があった際などに、医師がその都度、自宅や施設に赴き、診療を行うことです。

■こんな時に訪問医療

訪問診療をスタートするきっかけには、様々なケースがあります。（※1参照）患者さんご本人、ご家族等でしつかり話し合い、ご本人の生きがいや満足度の向上、身体的苦痛の軽減などを考慮しながら、選択肢の一つとしてご検討ください。

どんな些細な事でも構いませんので、お気軽にご相談ください。

■当法人の訪問診療の特徴

①法人設立二八年目を迎え、埼玉県内外に多数の連携協力医療機関があります。

②ハーモニークリニック、デュエット内科クリニックは、「機能強化型・在宅療養支援診療所（連携型）」及び「在宅緩和ケア充実診療所」の認定を受けております。

③医師、外来看護師、訪問看護師等の多業種が、カンファレンス等を通じて、患者さんにとってより良い治療方針を複数の視点から導き出します。

④訪問時には医師に加えて看護師も同行し、患者さんとのコミュニケーションの充実を目指しています。

⑤ハーモニークリニック（東浦和）、デュエット内科クリニック（武蔵浦和）に加え、訪問看護ステーション（東浦和、武蔵浦和、与野本町）、ヘルパーステーション（東浦和）も連携し、チームとして医療・ケアを提供できます。

当法人の対応事例（一部）

- 緩和ケア
（癌、癌以外の病気による痛み、吐き気、呼吸困難などの症状緩和に努め、可能な限り苦痛なくご希望に沿った生活を支援します）
- 消化器・呼吸器・循環器・腎・泌尿器疾患
- 認知症 ● 神経疾患 ● 褥瘡
- 重症心身障碍児
（成長の支援と、個々の医療依存度に合わせて対応）

※1訪問医療をスタートするきっかけの事例

- 体力の低下などの理由で、通院を続けることに不安を感じてきている
- 通院時に家族に送迎してもらうことが難しくなっている
- 高齢で一人暮らしの方など、不安なことは多いが、住み慣れた我が家で暮らしたい
- 退院後、24時間の高カロリー点滴や在宅酸素など医療依存度が高い状態でも、ご家族と一緒に過ごすために自宅に戻りたい
- 施設に入居することになり、継続して診察を依頼したい

在宅医療でできる検査

- 血液検査
- 尿検査
- 便検査
- 心電図検査
- 24時間ホルター心電図検査
- ポータブルエコー（胸部・腹部）
- PCR検査（Covid-19）
- 迅速感染症検査
（インフルエンザ・溶連菌・アデノウイルス・
帯状疱疹・Covid-19）
- 睡眠時無呼吸検査

訪問診療の費用

1割負担の場合の目安

月2回訪問診療の場合、
1ヶ月あたり7,000円程度です。

その他、検査や在宅酸素など医療機器を使用する
場合には別途費用がかかりますが、高額療養制度
が適用されます。

※個別の費用については、各クリニック医事科に
お問合せください。

在宅医療でできる治療・処置

- 点滴・注射
- 予防接種
- 関節内注射・神経ブロック
- ボトックス注射
- インスリン自己注射・自己血糖測定
- 在宅酸素療法
- 気管カニューレの管理
- 人工呼吸器の管理
- 中心静脈栄養
- 経管栄養法（経鼻・胃瘻・腸瘻）
- 尿道留置カテーテル
- 膀胱瘻・腎瘻の管理
- 胸水・腹水の管理
- ドレナージチューブの管理
- 疼痛管理
- 輸血
- 抗がん剤治療の支援 など



マスクの着用
手指の消毒に
ご協力ください



（皆様へのお願い）
外来を受診される方、訪問診療・診、訪問看護、訪問介護をご利用される方、その他当法人施設内への立ち入りをされる方につきましては「マスク着用」と「手指消毒」への協力をお願いします。

令和五年五月八日より、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の改正に基づき、新型コロナウイルス感染症が「二類感染症」から「五類感染症」への引き下げになる予定となっております。
当法人といたしましては、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、引き続き感染予防対策を実施させていただきます。
ご協力頂きますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症法の「五類感染症」への引き下げに伴うお願い

明医研からのお知らせ